

## 議案第139号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

資料1 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（概要）

## 1 条例改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が可決成立したことにより水道法（以下「法」という。）が改正され、令和6年4月1日より水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、法改正等に伴う所要の整備を行うために、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定し、宝塚市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）、宝塚市斑状歯の認定及び治療の給付に関する条例（以下「斑状歯条例」という。）及び布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（以下「布設工事監督者等の資格を定める条例」という。）の一部を改正しようとするもの。

## 2 条例改正の内容

（内容）	①水道整備・管理に関すること	②水質又は衛生に関すること
事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道基盤の強化のための基本方針の策定</li> <li>水道事業等の認可、改善指示等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質基準の策定</li> <li>水道事業者が実施する水質検査の方法の策定</li> </ul>
移管後所管	厚生労働大臣→国土交通大臣	厚生労働大臣→環境大臣

①厚生労働省が所管している水道整備・管理行政を社会資本整備や災害対応に関する専門的な知見を有する国土交通省に移管し、下水道等の他の社会資本と一体的な整備を進めることにより水道整備・管理行政の機能強化を図る。

②厚生労働省が所管している水質基準の策定等を河川等の水質に関する専門的な知見を有する環境省に移管し、水質や衛生面で機能強化を図る。

以上により、給水条例第5条及び第34条の規定は「厚生労働省令」から「国土交通省令」へ、斑状歯条例第1条及び第2条の規定は「厚生労働省令」から「環境省令」へ、布設工事監督者等の資格を定める条例第4条の規定は「厚生労働大臣」から「国土交通大臣」へそれぞれ改正する。

【給水条例第5条・第34条関係】

【斑状歯条例第1条・第2条関係】

【布設工事監督者等の資格を定める条例第4条関係】

### 3 その他

#### ①水道法施行令（平成31年4月17日公布）分の改正

（内容）水道法施行令（以下「施行令」という。）中の給水装置の構造及び材質の基準に関する規定が繰り下げられたため、当該条文を引用している給水条例第34条の規定を施行令に合わせて改正する。

【給水条例第34条関係】

### 4 施行期日

令和6年4月1日（一部公布の日）